

犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針 チェックシート

【道路】		チェック
1	道路の街路樹、植栽帯の樹種や工作物について、見通しを確保しているか。	
2	ガードレール、横断防護柵、植栽、境界ブロック及び縁石等による歩道と車道の分離に配慮しているか。	
3	防犯灯等の照明設備により、夜間、人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保しているか。	
4	地域住民の維持管理活動への積極的な参加について、配慮しているか。	
5	外部からの見通しが悪く密室的要素の高い地下道等において、非常ベル、赤色灯及び防犯カメラ等を設置しているか。	
【公園】		
6	植栽や遊具等の適正な配置と必要なせん定等により、周囲からの見通しを確保しているか。	
7	植栽及び柵等により公園外周部との境界を明確にしているか。	
8	園内灯等の照明設備により、夜間、人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保しているか。	
9	公園内における非常ベル、赤色灯及び緊急通報装置等を設置しているか。	
10	公園利用者に対する掲示板等による防犯広報を行っているか。	
公園内に公衆便所を設置する場合		
11	ア 道路から近い場所等周囲からの見通しが確保された場所へ設置しているか。	
12	イ 建物の入口及び内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注2)を確保しているか。	
13	ウ 必要と認められる箇所へ非常ベルを設置しているか。	
14	地域住民の維持管理活動への積極的な参加について、配慮しているか。	
【駐車場】		
15	フェンス及び柵等により外周部と区分しているか。	
16	駐車場の植栽や工作物について、見通しを確保しているか。	
17	見通しが悪く、かつ死角が多い箇所へミラー等を設置しているか。	
18	管理人による常駐や巡回を行っているか。	
19	防犯カメラ等の防犯設備を設置しているか。	
20	駐車部分において、人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保しているか。	
21	自動車駐車場において、出入口への自動ゲート管理システムの導入及び管理人の配置による車両の出入りの管理の徹底を図っているか。	
22	自転車駐車場において、チェーン用バーラック(注3)、サイクルラック(注4)等を設置しているか。	
23	駐車場利用者に対する掲示板等による防犯広報を行っているか。	

(注1)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度。以下同じ。)が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注2)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注3)「チェーン用バーラック」とは、自転車駐車場に固定される金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車等の盗難を防止することができる。

(注4)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。